

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府地域活性化推進室 ）

制 度 名		「地域活性化総合特区」（仮称）における特例措置	
税 目		所得税、登録免許税	
要 望 の 内 容	総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」（仮称）において定める「地域活性化総合特区」（仮称）において、 ①同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた（P）事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、社会的課題に取り組む事業にあつては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。 ②同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	350億円前後 ※国際戦略総合特区との合算 （ - ）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 総合特区に係る地域戦略の実現を図るためには、当該戦略に志のある資金を結集する必要がある。また、地域資源を最大限活用するために必要な公益的な事業を推進する必要がある。		
	今 回 の 要 望 に	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け 地域活性化政策 地域活性化の推進 政策の達成目標 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、…地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められている。 租税特別措置の適用又は延長期間 2020 年まで

		同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「地域活性化総合特区」(仮称)を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税(個人住民税、事業税)を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費」(仮称)として、約800億円を要求。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
		要望の措置の妥当性	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標		—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—